府　令

○内閣府令第十一号

消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）及び消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）を実施するため、消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和元年六月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令

消費者庁組織規則（平成二十一年内閣府令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（管理室及び広報室並びに訟務対策官及びサイバーセキュリティ・情報化企画官） **第一条**　［略］ ２　管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～三　略］ ［号を削る。］ 四～十三　［略］ ［３～７　略］ ［条を削る。］	（管理室及び広報室並びに訟務対策官及びサイバーセキュリティ・情報化企画官） **第一条**　［同上］ ２　管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～三　同上］ 四　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。 五～十四　［同上］ ［３～７　同上］ （消費者教育推進室） **第四条**　消費者教育・地方協力課に、消費者教育推進室を置く。 ２　消費者教育推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策のうち消費者教育に関するものの企画及び立案並びに推進に関すること。 二　消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策のうち消費者教育に関するものの企画及び立案並びに推進に関すること。 三　消費者教育の推進に関する法律（平成二十四年法律第六十一号）第九条第一項に規定する消費者教育の推進に関する基本的な方針の策定及び推進に関すること。 四　消費者庁の所掌事務に係る消費者の利益の擁護及び増進に資する情報の消費者に対する提供に関する企画及び立案並びに推進に関すること。 ３　消費者教育推進室に、室長を置く。 **第五条～第十条**　［同上］ **第四条～第九条**　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和元年七月一日から施行する。

府令・省令

○内閣府・法務省令第一号

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）の施行に伴い、社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年六月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
法務大臣　山下　貴司

社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令

社債、株式等の振替に関する命令（平成十四年内閣府法務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定個人情報の提供） **第六十二条**　振替機関又は口座管理機関は、株式の振替を行うための口座を開設した場合その他の特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。以下この条において同じ。）の提供を行うことが必要であると認められる場合として金融庁長官が定める場合には、当該振替機関又は当該口座管理機関の上位機関である振替機関の業務規程（これらの振替機関が法第九条第一項ただし書の承認を受けた業務を営む場合には、当該業務の運営に関する規則を含む。）の定めるところにより、社債等の発行者（これに準ずる者として行政手続における特定の個人を識別す	（特定個人情報の提供） **第六十二条**　振替機関又は口座管理機関は、株式の振替を行うための口座を開設した場合その他の特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。以下この条において同じ。）の提供を行うことが必要であると認められる場合として金融庁長官が定める場合には、当該振替機関又は当該口座管理機関の上位機関である振替機関の業務規程（これらの振替機関が法第九条第一項ただし書の承認を受けた業務を営む場合には、当該業務の運営に関する規則を含む。）の定めるところにより、社債等の発行者（これに準ずる者として行政手続における特定の個人を識別す